

地域懇談会の開催について

1. 開催趣旨

合併新法第65条に基づく国の助言（平成17年5月31日総務省大臣官房審議官通知）には、審議会においては、「それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聴くこと。」とされており、審議会の審議に市町村の意見を十分反映させる趣旨から、審議会委員が各地域に出向き、直接、市町村長及び市町村議会議長等の意見交換を行うこととし、下記のとおり「地域懇談会」を実施する。

2. 参加者（予定）

(1) 旧合併特例法下における非合併市町村32団体の長及び議長
(日程調整のつかない場合は、共に代理出席も可能)

(2) 熊本県市町村合併推進審議会委員及び事務局

3. 開催日程等

※表中、()内は市町村数

11月11日（金）会場：玉名地域振興局 及び阿蘇広域行政事務組合「未来館」	
10:00～12:00	玉名振興局管内（4）
14:00～16:00	阿蘇振興局管内（5）
11月17日（木）会場：人吉市総合福祉センター	
13:30～16:00	球磨振興局管内（9）
11月18日（金）会場：ウエルシティ熊本（熊本厚生年金会館）	
13:30～16:00	宇城振興局管内（3）、鹿本振興局管内（1）、菊池振興局管内（2）、上益城振興局管内（4）、天草振興局管内（1）、熊本市
11月22日（火）会場：芦北地域振興局	
10:00～12:00	芦北振興局管内（2団体）

4. その他

審議会が行う会議であることから、原則公開とし、「熊本県市町村合併推進審議会運営要領」「傍聴に当たっての留意事項」を適用する。

5. 次第（案）

- (1) 開会
- (2) 事務局説明
- (3) 意見交換等
- (4) 閉会